

株 主 各 位

三重県津市高茶屋七丁目1番1号  
井村屋グループ株式会社  
取締役社長 寺家正昭

## 第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 三重県津市高茶屋七丁目1番1号  
当社本店 1階多目的ホール  
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
  1. 第78期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第78期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役9名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.imuraya-group.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は政府による経済・金融政策を背景に円安・株高が継続し、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。物価上昇等の懸念から個人消費の回復は弱い動きとなり、新興国の経済成長の減速や海外の不安定な経済情勢の影響など、依然として先行き不透明な状況が続いています。

菓子・食品業界においても、食の安全・安心に対するお客様の意識が一層高まる中、原材料価格やエネルギーコストが上昇し経営環境は厳しい状況で推移しました。

当社グループはこのような状況の中で、新中期3カ年計画「Strategic Innovation Plan2014」（平成24年4月から平成27年3月）の最終年度を迎え、目標の達成に向け、井村屋ブランドの更なる向上、グループマーケティング力の発揮、イノベーションの実行に取り組み、グループ各社のシナジー効果を高め、連携による特色経営の発揮とNEWへの挑戦をテーマに事業活動を展開しました。

また、事業活動の基軸として、全グループで取り組んでおります「経営品質向上活動」は「2014年度三重県経営品質賞 奨励賞」を受賞し、活動の更なるブラッシュアップを目指してまいります。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上面では、上期において天候不順の影響もあり、冷菓の主力商品である「あずきバー」シリーズが大きく減少しましたが、一方で通年販売を行った「やわもちアイス」シリーズは新アイテムの発売効果もあって売上が増加しました。下期には、発売50周年を迎えた、“肉まん・あんまん類”はチルドタイプの「3個入りゴールド肉まん・あんまん」が日本食糧新聞社主催の第33回食品ヒット大賞において優秀ヒット賞を受賞するなど、お客様から評価をいただき、おいしさを追求した付加価値の高い商品として発売した「ゴールドまん」シリーズが、好調に推移しました。また、菓子・食品・デイリーチルドでも重点商品が伸長し、冷菓も秋口から発売した新商品が好評をいただき、連結売上高は、前年同期比76百万円（0.2%）増の363億46百万円となりました。

利益面では、継続的なコストダウン活動に加え、設備投資による生産性向上や「創エネ」として1月より稼働を開始した、バイオマスボイラなど新規設備の導入により、製造コスト低減に取り組みましたが、円安の影響による原材料価格の高騰やエネルギーコストの上昇を吸収するまでには至りませんでした。その結果、営業利益は前年同期比3億22百万円(41.9%)減の4億46百万円、経常利益は、前年同期比2億16百万円(23.6%)減の7億円となりました。しかし、当期純利益(税引き後)はボイラ設備への補助金1億24百万円を特別利益に計上した事により、前年同期比46百万円(13.7%)増の3億81百万円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ① 流通事業

流通事業におけるカテゴリー別の業績の状況につきましては以下のとおりです。

(菓子・食品・デイリーチルド)

菓子については、ようかん類で、スポーツシーンで手軽に食べられる商品「スポーツようかんプラス」が引き続き好評をいただき、新商品の「和菓子屋のようかんシリーズ きんつば・芋・栗」も順調に推移しました。また、世界の優れたパッケージデザインに与えられる「pentawards(ペントアワード)2014銅賞」を受賞した「招福ようかん」も祭事や記念日に合わせてご利用いただけるプチギフトとしてパッケージデザインを活用した商品展開を行い、災害時の備蓄用商品として評価の高い「えいようかん」は新シリーズとして「チョコえいようかん」を発売し、より幅広い層への商品提案を行っております。

和洋菓子では、日本国内でカステラ商品がコンビニエンスストアでの販売を中心に大きく伸長し、中国の井村屋(北京)食品有限公司(IBF)におけるカステラ事業でも中国国内で新商品の「オレンジカステラ」を投入して計画に沿って推移するとともに、アメリカへの輸出が順調に増加しました。その結果、菓子全体の売上高は、前年同期比67百万円(1.6%)増の42億29百万円となりました。

食品については、ホットデザート類で新商品「いちごおしるこラテ」「チョコおしるこラテ」の投入や「お気に入りしるこ」のリニューアルを行い売上が増加しました。調味食品では「お赤飯の素」が堅調に推移し、食べやすい小袋サイズの商品「ちょこっつつぶあん」が伸長しました。冷凍食品では、井村屋ウェブショップ限定の高付加価値商品「松阪牛まん」を発売するなど、話題性のあるPR活動を行い、「ゴールドまん」シリーズの新商品「2個入りゴールド肉まん・あんまん」が売上増加に大きく貢献しました。OEM受託商品においては、国内事業会社の日本フード株式会社での受注が堅調に推移し、食品全体の売上高は前年同期比1億75百万円(3.2%)増の56億67百万円となりました。

デリーチルド商品では、「チルドまん」においても「ゴールドまん」シリーズが好評をいただき、チルドタイプの「3個入りゴールド肉まん・あんまん」が冷凍食品と同様に売上増加に貢献いたしました。豆腐類では、「美し豆腐」が好調に推移するとともに、業務用ルートでの売上が伸長し、デリーチルド合計では前年同期比1億91百万円(8.7%)増の23億95百万円となりました。

また、豆腐事業では、新たにSOY(大豆)事業への変革に取り組んでおり、新市場・新需要の創造により、今後の事業拡大を目指してまいります。

(冷菓・加温)

冷菓商品は、上期の主力商品である「あずきバー」シリーズが、夏場の天候不順の影響もあり売上本数は2億31百万本(前年同期比86.8%)と減少しましたが、通年販売を行った「やわもちアイス」シリーズは季節に応じた新アイテムの投入に加え、最中タイプの新商品「やわもちアイス最中」が好評をいただき、「やわもちアイス」シリーズの売上高は前期比25.3%増の16億11百万円となりました。また、秋冬物の新商品「きんつばアイス」、「焼いもアイス」が好調に推移するとともに、コラボレート企画商品の「蜂蜜かりんとうアイス」も好評をいただき、新商品が売上に貢献いたしました。米国でアイス事業を展開しているIMURAYA USA, INC.においてもOEM受託商品の売上が増加し、また、井村屋ブランド商品においても新しい商品提案と販売促進を強化しております。しかし、冷菓全体では「あずきバー」シリーズの売上減(前年同期比12億円減)をカバーするまでには至らず、冷菓商品の売上高は、前年同期比8億60百万円(7.9%)減の100億86百万円となりました。

加温商品では、「肉まん・あんまん」発売50周年を記念し、話題性のあるPR企画や感謝の気持ちを込めたキャンペーンを実施するとともに、SNSを活用した積極的な販売促進活動を展開いたしました。コンビニエンスストアでは、新しい製法を用いた付加価値の高い商品が評価を得て、導入アイテムの増加により好調に推移し、加温商品の売上高は前年同期比6億42百万円(7.8%)増の89億円となりましたが、主原料の豚肉など原材料価格の高騰により差益は前年を下回りました。

また、食品カテゴリーの「冷凍まん」、デリーチルドカテゴリーの「チルドまん」を含めた“肉まん・あんまん類”の売上高は新商品「ゴールドまん」シリーズの発売効果もあって、前年同期比9.3%増の111億65百万円となり、過去最高の売上を記録しました。

(新スイーツ)

新スイーツでは、「アンナミラーズ」「ジュヴォー」のブランドを活かした店舗運営を行い、「アンナミラーズ」では前期リニューアルを行ったアンナミラーズ高輪店が順調に売上を伸ばしました。「ジュヴォー」では1月に新宿伊勢丹のチョコレート祭典「サロン・デュ・ショコラ」へ出店した効果により、バレンタイン

デーやホワイトデーの売上増加に繋がりました。中国天津で2店舗を出店している「アンナミラーズ」もブランドの認知度が高まっており、新スイーツの売上高は前年同期比47百万円（16.1%）増の3億40百万円となりました。

また、本社所在地である三重県津市の近鉄津駅構内に出店している「彩（いろどり）ストアー」も商品のPR効果に繋がっています。

この結果、流通事業の売上高は、前年同期比2億64百万円（0.8%）増の316億19百万円となりましたが、セグメント利益（営業利益）は「あずきパー」シリーズの売上減に伴う差益減少と原材料価格の高騰やエネルギーコストの上昇の影響により前年同期比4億38百万円（23.6%）減の14億21百万円となりました。

## ② 調味料事業

国内で調味料事業を担当する井村屋シーズニング株式会社では、食の安全と新たな市場開拓を目指した取り組みを行い、6月に食品安全管理システムにおける国際認証規格FSSC22000を取得しました。また同じく6月にハラル認証を取得し、新たな顧客満足の提供と新規市場の開拓を進めました。販売面では、大手取引先の受注量減少や消費税増税後の買い控えの影響により売上が減少しましたが、設備投資の効果的な活用と生産体制の見直しにより、生産性の向上と製造コスト低減を図り、損益面では前年同期を上回る結果となりました。中国に拠点を置いている北京京日井村屋食品有限公司（JIF）は、重点得意先のニーズに対応した商品提案を行い、中国国内の売上が増加いたしました。また、中国事業の成長戦略の一環として大連に設立した井村屋（大連）食品有限公司（IDF）は1月に予定通り開業式を迎え、今後の中国事業の成長に向け期待がもてる状況となっております。この結果、調味料事業の売上高は、前年同期比1億89百万円（4.0%）減の45億15百万円となりましたが、セグメント利益（営業利益）は前年同期比46百万円（26.6%）増の2億22百万円となりました。

## ③ その他の事業

イムラ株式会社が行っているリースや保険の代理業は堅調に推移し、井村屋商品のアウトレット販売を行っております。「MOTTAINAI屋」は固定的な販売設備の増強や開催回数を増加するなどお客様へのサービス向上に取り組み、地域住民から引き続き好評をいただきました。その結果、その他の事業の売上高は2億11百万円となり、セグメント利益（営業利益）は45百万円となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は15億7百万円（前期比6億円増）で、実施いたしました主なものは、次のとおりです。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

#### 流通事業

井村屋株式会社	バイオマスボイラ設備他	4億11百万円
〃	肉まん・あんまん機械設備他	2億29百万円
〃	排水処理設備他	1億7百万円
〃	どら焼き製造設備他	40百万円

### ② 当連結会計年度において継続中の主要設備

井村屋(大連)食品有限公司	調味料製造設備他	68百万円
---------------	----------	-------

### ③ 重要な固定資産の売却、撤去または滅失

該当する事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金の所要資金は、自己資金及び銀行借入により賄っております。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社の連結子会社であった株式会社ポレアは、平成26年4月1日付で同じく当社の連結子会社である井村屋株式会社を存続会社とする吸収合併により解散いたしました。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	平成23年度 第75期	平成24年度 第76期	平成25年度 第77期	平成26年度 (当期)第78期
売 上 高	32,611,921 千円	33,707,458 千円	36,270,070 千円	36,346,752 千円
経 常 利 益	447,431 千円	512,123 千円	916,511 千円	700,344 千円
当 期 純 利 益	120,221 千円	106,956 千円	335,269 千円	381,356 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	4.89 円	4.39 円	13.77 円	15.69 円
総 資 産	24,177,153 千円	24,798,864 千円	24,523,940 千円	24,985,091 千円
純 資 産	10,256,832 千円	10,387,179 千円	10,615,976 千円	11,047,628 千円

## (6) 対処すべき課題

国内経済は、政府の経済対策効果などにより、国内景気の回復が期待されますが、個人消費の動向には引き続き予断を許さない状況が続くと予想されます。

菓子食品業界におきましても、少子高齢化による国内市場の成熟化と市場の縮小、商品品質の安全・安心要求の高まり、急速なグローバル化への対応など、経営環境は引き続き厳しい状況が続くとともに、大きなスケールで変化するものと想定されます。

このような状況のもと、当社グループは持株会社制へ移行し5年目を迎え、2015年度から2017年度を期間とする新しい中期3カ年計画「One imuraya 2017」を策定しました。また、人事制度の見直しを行い、2015年4月よりグローバル化への対応と社内の有用人材の発掘を目指した新しい人事制度を導入いたしました。

中期3カ年計画「One imuraya 2017」は「継続的なイノベーションで、特色経営をさらに磨き、着実な成長によって、社会に貢献するグループ企業となる」を基本方針とし、変革課題として、①グループの価値向上と成長性の確保、②ビジネスプロセスの変革を実施、③経営基盤をより一層強化し、持続可能な強い企業体質の構築、を掲げて事業活動を展開してまいります。最終年度となる2017年には創業120年、会社設立70周年を迎え、そしてさらにその3年後の2020年には持株会社制移行から10周年を迎えます。グループ間の連携を強め、より一層のシナジー効果を発揮し、グループ企業価値を高める重要な期間と捉え、つながり革新による着実な成長の実現を目指します。

初年度となる2015年度は目標達成を確実にするための重要な1年であり、グループ経営を進化させるため、グループ経営の目指す姿を ①営業利益率の向上、②特色ある伝統技術の承継と新技術の開発、③コミュニケーションの活性化、④リスクマネジメントを確実にする経営体制の確立、として活動に取り組み、顧客へ新しい付加価値を提供し続ける「NEWの創造」をキーワードに企業価値の向上を目指します。

また、全グループで取り組んでおります「経営品質向上活動」は今期4年目を迎え、活動をさらに高め、「明日も行きたくなる会社」をグループ一体となって構築してまいります。

流通事業においては市場変化への対応を基本に、商品の多様性とシナジー効果を活かした特色のある商品提案を行い、新しい価値の創造に取り組みます。

“肉まん・あんまん類”ではヒット商品となった「ゴールドまん」シリーズを活用した販売活動を推進し、通年販売や生産技術を活かした新商品の開発を行います。また、冷蔵では主力商品の「あずきバー」シリーズに「ゴールドあずきバー」、「ゴールド宇治金時バー」、「ゴールドミルク金時バー」を発売し、水ようかんのギフト商品としては「ゴールド水ようかん」を導入し、高い付加価値を提供する商品戦略を各カテゴリーで展開を図ります。

「NEWの創造」に関してはSNSも活用した新規顧客創造に取り組み、菓子では「どら焼き」を焼き菓子の成長戦略商品として販路拡大を行うとともに「スポーツようかんプラス」、「招福羊羹シリーズ」などの新チャネルへの参入に取り組みます。豆腐事業では新機能豆腐の市場開拓を行い、新たにSOY（大豆）事業への変革を図ります。また、品質面ではFSSC22000を基軸とした食品安全体制の確立に取り組み、コスト面ではバイオマスボイラなど「創エネ」「省エネ」設備の導入や省人化設備の導入を行い、生産性の向上によりローコストな生産体制の確立を目指します。

海外での事業展開では、立ち上がり期での地道な活動が実を結びつつある状況であり、計画に沿って損益の改善を目指した事業活動を推進いたします。中国のカステラ事業では都市部のコンビニエンスストアを中心に新規開拓を行い、新商品の投入と生産・品質管理面の強化により損益改善を図ります。また、中国天津に2店舗を出店しているアンナミラズも認知度を高める活動により顧客の増加を目指します。アメリカのIMURAYA USA, INC.においては「モチアイス」「モチクリーム」が好評をいただいております、大手量販店への販路拡大を進め、井村屋ブランドの現地市場への浸透を目指します。

また、ASEANを中心に海外での井村屋商品の展開と井村屋ブランドの認知度拡大を図り、グループ全体で井村屋商品の海外輸出拡大と海外事業会社支援に向けた取り組みを強化するとともに、来日する外国人旅行者の増加に伴うインバウンド消費への対応も着実に進めてまいります。

調味料事業においては、顧客のニーズに対応した提案活動推進により、「新商品開発」と「新市場開拓」を行い、ハラール対応商品では日本食の「だし」をテーマとした商品提案を行うなど、自社素材商品とOEMに加えて、より進化したODM（Original Design Manufacturing）市場での顧客獲得を目指します。

中国での調味料事業では市場ニーズに合った商品開発を行い、中国国内での売上拡大を推進するとともに新会社の井村屋（大連）食品有限公司（IDF）での本格稼働により製造コスト削減を図り、中国事業の成長戦略に向けた活動を展開いたします。

新しい中期3カ年計画「One imuraya 2017」の初年度目標達成に向け、着実な成長の実現に取り組み、次期（平成28年3月期）の連結業績見通しにつきましては、売上高380億円、営業利益8億円、経常利益9億50百万円、当期純利益4億50百万円を見込んでおります。



## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
井村屋株式会社	千円 100,000	% 100.0	菓子・食品・デイリーチルド・加温・冷菓・新スイーツの製造販売
井村屋シーズニング株式会社	50,000	100.0	調味料の製造販売
日本フード株式会社	50,000	100.0	菓子・食品・冷菓の製造
イムラ株式会社	10,000	100.0	保険代理業・リース代理店業務・不動産管理業務等
北京京日井村屋食品有限公司	180,000	90.0	調味料の製造販売
井村屋(北京)食品有限公司	260,000	100.0	菓子の製造販売
IMURAYA USA, INC.	474,287	100.0	冷菓の製造販売
井村屋(大連)食品有限公司	150,000	100.0	調味料の製造販売

当社の連結子会社は上記の8社であります。

- (注) 1. 当社の連結子会社であった株式会社ボレアは、平成26年4月1日付で同じく当社の連結子会社である井村屋株式会社を存続会社とする吸収合併により解散いたしました。
2. 前連結会計年度において非連結子会社であった井村屋(大連)食品有限公司は重要性が増したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

## (8) 主要な事業内容

事業セグメント名	事業の内容
流通事業	菓子、食品、デイリーチルド、加温、冷菓及び新スイーツの製造販売
調味料事業	天然調味料、栄養食品、発酵調味料及び液体調味料等の製造販売

## (9) 主要な営業所及び工場

会 社 名	所 在 地	
井村屋グループ株式会社	本 社	三 重 県 津 市
井 村 屋 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	三 重 県 津 市
	岐 阜 工 場	岐 阜 県 羽 島 郡
	そ の 他 工 場	三 重 県 松 阪 市
	関 東 支 店	東 京 都 文 京 区
	東 海 支 店	名 古 屋 市 中 川 区
	関 西 支 店	大 阪 市 旭 区
	そ の 他 支 店	全 国 3 箇 所
井村屋シーズニング株式会社	本 社 ・ 工 場	愛 知 県 豊 橋 市
日 本 フ ー ド 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	愛 知 県 豊 橋 市
イ ム ラ 株 式 会 社	本 社 ・ 店 舗	三 重 県 津 市
北京京日井村屋食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国
井村屋（北京）食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国
IMURAYA USA, INC.	本 社 ・ 工 場	米 国
井村屋（大連）食品有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国

## (10) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
名 854	名 9 増

(注) 上記のほかに臨時従業員が207名就業しており、パートタイマー・アルバイトが当連結会計年度中平均で101名（1日8時間勤務換算）おります。

### ② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男性	26	5 増	41.5	16.7
女性	22	2 増	33.2	11.7
合計又は平均	48	7 増	37.7	14.4

## (11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
	千円
株式会社第三銀行	1,016,673
株式会社百五銀行	950,070
株式会社三菱東京UFJ銀行	950,004

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	2,300,000千円
差引額	700,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,644,400株（自己株式1,416,400株を含む。）
- (3) 株主数 4,493名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 第 三 銀 行	1,177	4.85
株 式 会 社 百 五 銀 行	1,157	4.77
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,118	4.61
井 村 屋 取 引 先 持 株 会	913	3.77
瀬 古 製 粉 株 式 会 社	726	2.99
中 山 芳 彦	698	2.88
株 式 会 社 り そ な 銀 行	572	2.36
三井住友海上火災保険株式会社	493	2.03
株 式 会 社 西 村 商 店	478	1.97
双 日 食 料 株 式 会 社	465	1.92

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	浅田 剛夫	最高経営責任者（CEO） 井村屋㈱代表取締役会長 IMURAYA USA, INC. CEO
代表取締役社長	寺家 正昭	最高執行責任者（COO）
専務取締役	前山 健	井村屋㈱出向 井村屋㈱代表取締役社長 中国事業代表 井村屋（北京）食品有限公司董事長 北京京日井村屋食品有限公司董事長
専務取締役	中島 伸子	井村屋グループ㈱部門統括 総務・人事、経営品質、法務担当 イムラ㈱代表取締役社長
常務取締役	大西 安樹	井村屋グループ㈱部門副統括 経営戦略、システム、海外事業戦略、財務担当
取締役	野口 純生	井村屋㈱出向 井村屋㈱常務取締役
取締役	菅沼 重元	井村屋シーズニング㈱出向 井村屋シーズニング㈱代表取締役社長
取締役	池田 秀治	井村屋㈱出向 井村屋㈱取締役
常任・常勤監査役	村田 清	
常勤監査役	脇田 元夫	
社外監査役	土川 禮子	
社外監査役	戸川 順治	

- (注) 1. 当社は社外監査役土川禮子、戸川順治の2氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 当社は執行役員制度を導入しており、平成27年4月1日付執行役員の就任状況は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
前山 健	専務取締役兼上席執行役員 井村屋㈱出向 井村屋㈱代表取締役社長 中国事業代表
中島 伸子	専務取締役兼上席執行役員 井村屋㈱出向 井村屋㈱取締役副社長 イムラ㈱代表取締役社長
大西 安樹	常務取締役兼上席執行役員 井村屋グループ㈱部門統括
野口 純生	取締役兼上席執行役員 井村屋シーズニング㈱出向 井村屋シーズニング㈱常務取締役 管理本部長
菅沼 重元	取締役兼上席執行役員 井村屋シーズニング㈱出向 井村屋シーズニング㈱代表取締役社長
池田 秀治	取締役兼上席執行役員 井村屋㈱出向 井村屋㈱取締役 管理本部長
伊藤 宏規	上席執行役員 グループ最高技術責任者（CTO） 井村屋㈱出向 井村屋㈱常務取締役 開発技術本部長
鼎 正教	上席執行役員 海外事業戦略部長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	145,062千円
監 査 役 (うち、社外監査役)	4名 (2名)	38,904千円 (7,200千円)
合 計	12名	183,966千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. なお、支給人員には平成26年4月1日以降の支給者すべてを含んでおります。

## (3) 社外役員等に関する事項

ア. 当事業年度における主な活動状況

社外監査役 土川禮子氏

当事業年度開催の取締役会13回に全て出席し、また監査役会14回に全て出席し、教育行政等に関わる経験や実績に基づく専門的見地から、または女性としての立場に立った発言を行っております。

社外監査役 戸川順治氏

当事業年度開催の取締役会13回に全て出席し、また監査役会14回に全て出席し、主に海外事業等に関わる経験や実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。

イ. 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とし責任を負担するものとします。

(注) なお、当概要は、現行の契約内容を反映しております。

ウ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役には、外部からの目で取締役の業務執行を監督して透明性を高めるとともに、経営経験者や有識者が、築かれてきている高い見識を活かし、今後の戦略的な経営に積極的関与を期待できる人材が最適と考えており、このような条件を満たす候補者を探しておりましたが、当事業年度には見出すことができなかったことから当事業年度末には社外取締役は置いておりません。しかしながら、今般、適任者を得ることができましたので、平成27年6月19日開催の第78回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額  
24,000千円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
24,000千円

(注) 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、金35百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とし責任を負担するものとします。

(注) なお、当概要は、現行の契約内容を反映しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会で決議しており、その内容は次のとおりであります。(最終改定：平成27年4月20日)

#### 1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ各社は、次のコンプライアンス体制を構築する。

- ① 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「井村屋グループCSR憲章」(行動規範・プライバシーポリシー)や行動規範を解説した「I-RULE」(井村屋コンプライアンスガイド)を制定し、継続した研修を実施し実行する。
- ② 企業に何より求められる「透明性の保持」の実現のため、自主的・自律的に監査、検査、社会対応等を行う内部統制部門を設置し、当社及びグループ各社の内部統制システムを構築する。
- ③ 当社及びグループ各社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見、是正するための手段として社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」を設置する。
- ④ 当社及びグループ各社は企業の社会的責任の観点から、外部専門機関とも連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨む。反社会的勢力による不正な圧力・要求については断固拒否し、取引を含めた一切の関係を持たない体制を整備する。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)、その他の重要な情報は、これに関連する資料とともに法令及び関連社内規程に従い保存・管理する。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができる。また、グループ各社においても、これに準拠した体制を構築する。

#### 3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、危機管理規程により重要な個々(経営戦略、業務運営、環境、災害等)のリスクに対して責任部署を定め、対応策・予防策を講じるとともにグループ全体のリスクを総括的に管理する体制を確保する。

#### 4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは中期経営計画を定め、それに基づき当社各部門及びグループ各社が策定した年度計画等を審査し、年度予算の配分を決定する。
- ② 当社及びグループ各社の取締役等の職務執行の効率性確保のため、取締役会規則等の社内規程を遵守する。
- ③ 執行役員制度を導入し、経営の意思決定、監査機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は業務執行状況の監督を行う。



5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社並びにグループ全体の業務適正を確保するためグループ全体のガバナンス体制、内部監査体制の確保を図り、当社グループ各社を対象にした内部監査を実施し、結果を当社に報告する。
  - ② 関連社内規程により、グループ各社に係る重要事項について当社の経営戦略会議に上程し、取締役会の承認を求める制度で経営管理、業務執行の監視を行う。
  - ③ 事業会社社長報告会等の開催により、グループ経営に関する方針の周知を図り、情報の共有化を図る。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、情報開示の透明性及び公正性の確保を目的として、信頼性のある財務報告を作成するために、代表取締役（経営者）の指示の下において、関連規程の整備等社内体制の充実を図り、その体制の整備・運用状況の有効性を評価するための内部統制監査を定期的、継続的に実施する。

また取締役会は、代表取締役（経営者）が構築する財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査役職務の補助部門として使用人を置くことを求めた場合、代表取締役の承認を得て、内部監査担当部門をこれにあてる。
8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
  - ① 当該使用人の人事評価及び人事異動については、人事担当取締役が事前に監査役会の意見を聞いてこれを行う。
  - ② 監査役職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとする。
9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人が行う監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。
    - ① 当社及びグループ各社の業務・財務に重要な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。
    - ② 当社及びグループ各社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨。
    - ③ 当社並びにグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定。
    - ④ 当社及びグループ各社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容。
    - ⑤ 内部監査担当部門の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況及びグループの内部統制に関する活動状況。
    - ⑥ 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合の、取締役及び使用人の速やかな当該事項についての報告。

- ⑦ コンプライアンス担当部門は、社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」の内部通報の状況等について定期的に報告。
- (2) 当社の監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことを周知、徹底する。
10. 当社の監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役 of 職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- ② 監査役 of 職務の執行について生じる費用または債務を処理するため、毎年予算を設ける。
11. その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役 of 監査に関して、監査役が、監査役会で策定する「監査役会規則」・「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査を行い得ること、監査役が、取締役会ほか重要な会議に出席できることなどについて諸規程に明記することによって、監査役監査の実効性を確保する。
- ② 監査役（または監査役会）が代表取締役及び取締役並びに執行役員等、さらに内部監査担当部門それぞれとの間で、定期的に意見交換を行い相互認識の強化を図るとともに、内部監査担当部門が行うモニタリングにも同席できる体制を整備する。
- ③ 監査役 of 職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家と連携できる体制を整備する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は、当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更したものであります。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、当該基本方針については、特に定めておりません。

- 
- (注) 1. 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 本事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>9,904,495</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>11,446,141</b>
現金及び預金	973,795	支払手形及び買掛金	3,818,653
受取手形及び売掛金	5,389,239	短期借入金	3,540,000
商品及び製品	1,784,809	1年内返済予定の長期借入金	425,283
仕掛品	299,595	リース債務	327,950
原材料及び貯蔵品	493,592	未払金	1,709,768
繰延税金資産	266,009	未払法人税等	109,129
その他	698,658	賞与引当金	461,295
貸倒引当金	△1,204	その他	1,054,061
<b>【固定資産】</b>	<b>15,037,583</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>2,491,321</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>12,336,254</b>	長期借入金	300,204
建物及び構築物	4,966,488	リース債務	551,302
機械装置及び運搬具	2,244,778	繰延税金負債	221,232
土地	4,268,751	執行役員退職慰勞引当金	15,120
リース資産	690,407	退職給付に係る負債	274,776
建設仮勘定	83,904	資産除去債務	30,592
その他	81,923	再評価に係る繰延税金負債	978,493
<b>無形固定資産</b>	<b>138,949</b>	その他	119,599
リース資産	103,101	<b>負債合計</b>	<b>13,937,462</b>
その他	35,847	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,562,379</b>	<b>株主資本</b>	<b>8,572,559</b>
投資有価証券	2,035,854	資本金	2,253,900
長期貸付金	1,783	資本剰余金	2,240,523
繰延税金資産	116,922	利益剰余金	4,749,508
退職給付に係る資産	93,584	自己株式	△671,372
その他	339,559	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,445,917</b>
貸倒引当金	△25,325	その他有価証券評価差額金	359,887
<b>【繰延資産】</b>	<b>43,011</b>	土地再評価差額金	1,920,482
開業費	43,011	為替換算調整勘定	△9,621
<b>資産合計</b>	<b>24,985,091</b>	退職給付に係る調整累計額	175,169
		<b>少数株主持分</b>	<b>29,151</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>11,047,628</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>24,985,091</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,346,752
売 上 原 価		25,135,219
売 上 総 利 益		11,211,532
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,764,662
<b>営 業 利 益</b>		<b>446,869</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	6,782	
受 取 配 当 金	41,808	
受 取 家 賃	38,206	
雑 収 入	46,126	
為 替 差 益	163,563	
そ の 他	12,269	308,756
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	46,188	
そ の 他	9,092	55,281
<b>経 常 利 益</b>		<b>700,344</b>
<b>特 別 利 益</b>		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	12,080	
補 助 金 収 入	127,666	139,747
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 却 損 失	46,215	
減 損 損 失	668	46,883
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>793,208</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	271,721	
法 人 税 等 調 整 額	142,440	414,162
<b>少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>379,045</b>
少 数 株 主 損 失		2,311
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>381,356</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,253,900	2,322,167	4,581,521	△594,924	8,562,664
会計方針の変更による累積的影響額			30,154		30,154
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,253,900	2,322,167	4,611,676	△594,924	8,592,819
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△243,524		△243,524
当 期 純 利 益			381,356		381,356
自 己 株 式 の 取 得				△76,839	△76,839
自 己 株 式 の 処 分		123		391	515
連結子会社株式の取得による持分の増減		△81,767			△81,767
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△81,643	137,831	△76,448	△20,260
当 期 末 残 高	2,253,900	2,240,523	4,749,508	△671,372	8,572,559

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当 期 首 残 高	133,512	△85	1,818,600	14,483	58,830	2,025,341
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当期首残高	133,512	△85	1,818,600	14,483	58,830	2,025,341
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						
当 期 純 利 益						
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分						
連結子会社株式の取得による持分の増減						
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	226,375	85	101,881	△24,105	116,339	420,576
連結会計年度中の変動額合計	226,375	85	101,881	△24,105	116,339	420,576
当 期 末 残 高	359,887	—	1,920,482	△9,621	175,169	2,445,917

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	27,970	10,615,976
会計方針の変更による累積的影響額		30,154
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,970	10,646,131
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△243,524
当期純利益		381,356
自己株式の取得		△76,839
自己株式の処分		515
連結子会社株式の取得による持分の増減		△81,767
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	1,181	421,757
連結会計年度中の変動額合計	1,181	401,497
当期末残高	29,151	11,047,628

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

### (1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 …………… 8社

連結子会社の名称：井村屋株式会社、井村屋シーズニング株式会社、  
日本フード株式会社、イムラ株式会社、  
北京京日井村屋食品有限公司、  
井村屋(北京)食品有限公司、IMURAYA USA, INC.、  
井村屋(大連)食品有限公司

なお、当社の連結子会社であった株式会社ポレアは、平成26年4月1日付で同じく当社の連結子会社である井村屋株式会社を存続会社とする吸収合併により解散いたしました。

また、前連結会計年度において非連結子会社であった井村屋（大連）食品有限公司は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北京京日井村屋食品有限公司、井村屋（北京）食品有限公司及び井村屋（大連）食品有限公司については決算日が連結決算日と異なるため、連結計算書類を作成するにあたっては、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類（12月31日）を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

- ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
通常の販売目的で保有するたな卸資産  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており  
ます。  
商品及び原材料……移動平均法  
製品及び仕掛品……総平均法  
貯蔵品……最終仕入原価法

## ② 固定資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……定率法によっております。  
（リース資産を除く） ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物  
附属設備を除く）及び当社が本社隣接地で行っている  
賃貸住宅事業に係る資産については全部を、定額法に  
よっております。  
なお、在外連結子会社は定額法によっております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 及 び 構 築 物      3年～50年  
機 械 装 置 及 び 運 搬 具      4年～10年  
そ の 他                      2年～20年  
また、平成19年3月31日以前に取得したものについて  
は、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年  
間で均等償却する方法によっております。
- ロ. 無形固定資産……定額法によっております。  
（リース資産を除く）  なお、自社利用のソフトウェアについては、社内にお  
ける利用可能期間（5年）に基づく定額法によって  
おります。
- ハ. リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース  
資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価  
額を零とする定額法によっております。



### ③ 引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

### ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- イ. 重要な外貨建の……在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、当該会社資産又は負債の社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替本邦通貨への換算の基準差額は純資産の部における為替換算調整勘定（持分に見合う額）に含めております。
- ロ. ヘッジ会計の処理
  - a. ヘッジ会計の方法……外貨建金銭債務について、為替予約を行い振当処理を行っております。
  - b. ヘッジ手段とヘッジ対象
    - ヘッジ手段……為替予約取引
    - ヘッジ対象……外貨建金銭債務
  - c. ヘッジ方針……製品の輸入に関わる為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、輸入取引の範囲内で為替変動リスクをヘッジしております。
  - d. ヘッジの有効性の評価……為替予約締結時に、リスク管理方針に従って、同一金額で同一通貨の為替予約をそれぞれ振当てているため、ヘッジの効果は確保されているものとみています。そのため有効性の判定は省略しております。
- ハ. 退職給付に係る会計処理の方法
  - a. 退職給付見込額……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- b. 数理計算上の差異……数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の及び過去勤務費用 発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の費用処理方法 の年数（10年）による定率法により発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用につきましては、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 二. 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## （会計方針の変更）

### （退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が25百万円減少し、退職給付に係る資産が22百万円増加し、利益剰余金が30百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり純資産額は1円24銭増加しております。

### （企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上す

るとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が81百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり純資産額は3円38銭減少しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

建物及び構築物	2,158,097千円
機械装置及び運搬具	1,297,880千円
土地	2,945,349千円
投資有価証券	154,364千円
計	<u>6,555,691千円</u>

#### ② 担保に係る債務

短期借入金	1,087,989千円
長期借入金	425,371千円
(うち1年以内返済予定分)	175,367千円)
計	<u>1,513,360千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,077,924千円

(3) 固定資産の圧縮記帳額 50,000千円

#### (4) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号、平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

##### ① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

##### ② 再評価を行った年月日

平成14年3月31日

##### ③ 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△ 1,395,277千円

#### (5) 当社は運転資金の効率的な運用を行うために、取引銀行4行との間で貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	2,300,000千円
差引額	700,000千円

### 3. 連結損益計算書に関する注記

#### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
レストラン店舗	リース資産	首都圏	668千円
合計	—	—	668千円

当社グループは、減損会計の適用にあたって、事業セグメントを基準に資産のグルーピングを行っております。ただし、賃貸資産、レストラン店舗及び遊休資産など、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるものについては、個別のグルーピングを行っております。

上記は、レストラン店舗に関連するリース資産について、関連する資産グループを回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は零としております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	25,644,400株		—		—	25,644,400株

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	1,291,908株	125,342株		850株		1,416,400株

##### 変動事由の概要

増 加……	単元未満株式の買取請求により取得した株式	5,342株
	定款の定めに基づく自己株式の取得	120,000株
減 少……	単元未満株式の買増請求により売却した株式	850株

##### (3) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	243,524	10.00	平成26年3月31日	平成26年6月23日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月19日開催の第78回定時株主総会において、普通株式の配当に関し次のとおり付議いたします。

イ. 配当金の総額	242,280千円
ロ. 1株当たり配当額	10.00円
ハ. 基 準 日	平成27年3月31日
ニ. 効力発生日	平成27年6月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長6年後であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	973,795	973,795	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,389,239	5,389,239	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,931,633	1,931,633	—
(4) 支払手形及び買掛金	(3,818,653)	(3,818,653)	—
(5) 未 払 金	(1,709,768)	(1,709,768)	—
(6) 短期借入金	(3,540,000)	(3,540,000)	—
(7) 長期借入金	(725,487)	(723,936)	△1,550
(8) リース債務	(879,252)	(880,025)	772

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金、並びに(6) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  
なお、一部の外貨建買掛金は、為替予約の振当処理の対象とされており、ヘッジ対象とされる買掛金と一体として処理しているため、その時価は買掛金の時価に含めて記載しております。
- (7) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

(8) リース債務

これらの時価については、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	104,220

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、三重県、愛知県において、賃貸商業施設（土地を含む）及び賃貸住宅を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
2,195,980	1,355,623

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価については、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 454円78銭

(2) 1株当たり当期純利益 15円69銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>1,878,997</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>5,502,306</b>
現金及び預金	489,968	短期借入金	3,500,000
貯蔵品	1,906	関係会社短期借入金	1,235,101
前払費用	3,514	1年内返済予定の長期借入金	425,283
繰延税金資産	9,487	リース債務	40,357
その他の	1,374,214	未払金	91,573
貸倒引当金	△93	未払費用	37,426
<b>【固定資産】</b>	<b>15,671,461</b>	未払法人税等	40,203
<b>有形固定資産</b>	<b>7,216,882</b>	預り金	7,775
建物	3,033,736	賞与引当金	59,442
構築物	121,666	その他の	65,142
機械及び装置	27,807	<b>【固定負債】</b>	<b>1,637,673</b>
工具、器具及び備品	10,983	長期借入金	300,204
土地	4,006,631	リース債務	77,137
リース資産	16,058	退職給付引当金	155,091
<b>無形固定資産</b>	<b>116,926</b>	執行役員退職慰労引当金	15,120
リース資産	93,339	資産除去債務	23,892
その他の	23,587	再評価に係る繰延税金負債	978,493
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,337,652</b>	その他の	87,735
投資有価証券	2,035,854	<b>負債合計</b>	<b>7,139,980</b>
関係会社株式	2,690,244	<b>純資産の部</b>	
出資金	23,950	株主資本	8,130,108
関係会社出資金	333,985	資本金	2,253,900
関係会社長期貸付金	1,579,068	資本剰余金	2,321,428
長期前払費用	10,135	資本準備金	2,310,716
繰延税金資産	272,419	その他資本剰余金	10,712
関係会社長期未収入金	1,917,219	<b>利益剰余金</b>	<b>4,276,152</b>
その他の	65,997	利益準備金	473,000
貸倒引当金	△24,435	その他利益剰余金	3,753,152
投資等損失引当金	△566,787	配当準備金	190,000
<b>資産合計</b>	<b>17,550,458</b>	別途積立金	1,030,000
		繰越利益剰余金	2,533,152
		<b>自己株式</b>	<b>△671,372</b>
		評価・換算差額等	2,280,369
		その他有価証券評価差額金	359,887
		土地再評価差額金	1,920,482
		<b>純資産合計</b>	<b>10,410,478</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>17,550,458</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
経営管理料	1,690,280	
不動産賃貸料	472,082	
関係会社受取配当金	2,414,912	4,577,275
営業費用		
不動産賃貸原価	263,135	
販売費及び一般管理費	1,742,060	2,005,196
<b>営業利益</b>		<b>2,572,079</b>
営業外収益		
受取利息	34,158	
受取配当金	41,767	
為替差益	70,432	
その他	18,761	165,120
営業外費用		
支払利息	34,983	
雑損	4,887	39,870
<b>経常利益</b>		<b>2,697,329</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	12,080	12,080
特別損失		
固定資産除却損	24,747	
関係会社出資金評価損	120,000	
関係会社株式評価損	81,767	226,515
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,482,894</b>
法人税、住民税及び事業税	109,618	
法人税等調整額	48,443	158,061
<b>当期純利益</b>		<b>2,324,833</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,253,900	2,310,716	10,588	2,321,305
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,253,900	2,310,716	10,588	2,321,305
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
別 途 積 立 金 の 取 崩				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			123	123
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当事業年度中の変動額合計	—	—	123	123
当 期 末 残 高	2,253,900	2,310,716	10,712	2,321,428

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
配当準備金		別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	473,000	190,000	1,630,000	△154,079	2,138,920
会計方針の変更による累積的影響額				5,924	5,924
会計方針の変更を反映した当期首残高	473,000	190,000	1,630,000	△148,155	2,144,844
当事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当				△243,524	△243,524
別 途 積 立 金 の 取 崩			△600,000	600,000	—
当 期 純 利 益				2,324,833	2,324,833
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当事業年度中の変動額合計	—	—	△600,000	2,681,308	2,081,308
当 期 末 残 高	473,000	190,000	1,030,000	2,533,152	4,226,152

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金
当 期 首 残 高	△594,924	6,119,200	133,512	1,818,600
会計方針の変更による累積的影響額		5,924		
会計方針の変更を反映した当期首残高	△594,924	6,125,124	133,512	1,818,600
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△243,524		
別 途 積 立 金 の 取 崩		—		
当 期 純 利 益		2,324,833		
自 己 株 式 の 取 得	△76,839	△76,839		
自 己 株 式 の 処 分	391	515		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			226,375	101,881
当事業年度中の変動額合計	△76,448	2,004,984	226,375	101,881
当 期 末 残 高	△671,372	8,130,108	359,887	1,920,482

	評価・換算差額等	
	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	1,952,113	8,071,313
会計方針の変更による累積的影響額		5,924
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,952,113	8,077,238
当事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△243,524
別 途 積 立 金 の 取 崩		—
当 期 純 利 益		2,324,833
自 己 株 式 の 取 得		△76,839
自 己 株 式 の 処 分		515
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	328,256	328,256
当事業年度中の変動額合計	328,256	2,333,240
当 期 末 残 高	2,280,369	10,410,478

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降(リース資産を除く)に取得した建物(建物附属設備を除く)及び当社が本社隣接地で行っている賃貸住宅事業に係る資産については全部を、定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械及び装置 4年～10年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

投資等損失引当金……関係会社に対する投資等に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異につきましては、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用につきましては、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

### (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が9百万円減少し、利益剰余金が5百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり純資産額は0円25銭増加しております。

## (表示方法の変更)

### 貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました「流動資産」の「関係会社短期貸付金」(当事業年度673百万円)については、重要性が乏しくなったため、当事業年度は「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「流動資産」の「関係会社未収入金」(当事業年度206百万円)については、重要性が乏しくなったため、当事業年度は「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「関係会社長期未収入金」(前事業年度29百万円)については、重要性が高くなったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「預り金」(前事業年度8百万円)については、重要性が高くなったため、当事業年度より区分掲記しております。

## 損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取家賃」（当事業年度1百万円）については、重要性が乏しくなったため、当事業年度は「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「雑収入」（当事業年度5百万円）については、重要性が乏しくなったため、当事業年度は「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

建物	1,367,177千円
構築物	15,366千円
機械及び装置	2,799千円
土地	2,945,349千円
投資有価証券	154,364千円
計	<u>4,485,057千円</u>

#### ② 担保に係る債務

短期借入金	1,087,989千円
長期借入金	425,371千円
(うち1年以内返済予定分)	175,367千円
計	<u>1,513,360千円</u>

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,338,260千円

### (3) 保証債務

平成22年10月1日付の会社分割により、井村屋株式会社及び井村屋シーズニング株式会社が承継した債務につき、重疊的債務引受を行っております。

井村屋(株)	44,773千円
井村屋シーズニング(株)	2,720千円
計	<u>47,494千円</u>

連結会社の一括支払信託に係る金融機関に対する併存的債務引受を行っております。

井村屋(株)	1,307,681千円
井村屋シーズニング(株)	337,334千円
計	<u>1,645,016千円</u>

連結会社のリース債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

IMURAYA USA, INC.	186,982千円
	( 1,556千米ドル)
井村屋(北京)食品有限公司	8,189千円
	( 419千人民元)
北京京日井村屋食品有限公司	56,287千円
	( 2,886千人民元)
計	251,459千円

(4) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 930,291千円

(5) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 253千円

(6) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号、平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

② 再評価を行った年月日

平成14年3月31日

③ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,395,277千円



(7) 当社は運転資金の効率的な運用を行うために、取引銀行4行との間で貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	2,300,000千円
差引額	700,000千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高等	4,445,516千円
営業取引以外の取引による取引高	49,478千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,416,400株

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### ① 流動の部

繰延税金資産	
未払事業税等	8,375千円
賞与引当金等	22,277千円
その他	1,848千円
繰延税金資産合計	<u>32,501千円</u>

繰延税金負債	
為替差益	<u>△23,014千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△23,014千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>9,487千円</u>

#### ② 固定の部

繰延税金資産	
退職給付引当金	49,163千円
役員退職慰労金	24,711千円
執行役員退職慰労引当金	4,806千円
ゴルフ会員権評価損	15,316千円
関係会社株式評価損	168,044千円
関係会社出資金評価損	38,148千円
投資等損失引当金	154,786千円
投資有価証券評価損	26,382千円
関係会社株式（新設分割）	387,541千円
その他	4,888千円
小計	<u>873,790千円</u>
評価性引当額	<u>△437,025千円</u>
繰延税金資産合計	<u>436,764千円</u>

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△163,973千円
その他	<u>△371千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△164,344千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>272,419千円</u>

繰延税金資産合計（①+②）	<u>281,906千円</u>
---------------	------------------

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.10%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.56%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.79%となります。

この税率変更により、「繰延税金資産」は29,282千円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」は101,881千円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)1	科目	期末残高 (注)1
子会社	井村屋(株)	直接100%	経営の管理等	経営管理料の受取 (注)2	1,591,658	関係会社 未収入金	141,562
				不動産賃貸料の受取 (注)3	237,840	その他 (流動負債)	19,820
				資金の貸付 (注)4	1,572,050	関係会社 短期貸付金	586,097
						関係会社 長期貸付金	400,000
				併存的債務引受 (注)6	1,307,681	—	—
				担保受入 (注)7	2,070,634	—	—
	井村屋シーズニング(株)	直接100%	経営の管理等	資金の借入 (注)5	143,412	関係会社 短期借入金	257,106
				併存的債務引受 (注)6	337,334	—	—
	日本フード(株)	直接100%	経営の管理等	資金の借入 (注)5	869,381	関係会社 短期借入金	919,965
	IMURAYA USA, INC.	直接100%	経営の管理等	資金の貸付 (注)8	122,903	関係会社 長期貸付金	1,069,068
受取利息 (注)8				22,097	関係会社 長期未収入金	57,973	
債務の保証 (注)9				186,982	—	—	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の金額のうち、関係会社未収入金は消費税等を含んでおりますが、取引金額及びその他の科目については消費税等を含んでおりません。
2. 経営指導に関する手数料であり、合理的に算出して決定しております。
3. 不動産賃貸料は各不動産毎の実費相当額を基に算出した金額としております。
4. 資金の貸付については、取引金額は期中の平均残高により記載しており、また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

5. 資金の借入については、取引金額は期中の平均残高により記載しており、また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
6. 連結子会社の一括支払信託に係る金融機関に対する併存的債務引受を行っております。
7. 当社の銀行借入金に対して、建物、構築物、機械及び装置の担保提供を受けております。
8. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
9. IMURAYA USA, INC. のリース債務につき、債務保証を行ったものであります。
10. 上記以外に関係会社への投資等に伴う損失に備えるため、566,787千円の投資等損失引当金を計上しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 429円69銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 95円65銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

井村屋グループ株式会社  
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 山中利之 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中出進也 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井村屋グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

井村屋グループ株式会社  
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 山中利之 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中出進也 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第78期事業年度を取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、各監査役審議の上、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員その他の使用人等から各グループ会社に関する職務も含め、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。各グループ会社については、各グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて各グループ会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月7日

井村屋グループ株式会社 監査役会

常任・常勤監査役	村 田	清	Ⓞ
常 勤 監 査 役	脇 田	元 夫	Ⓞ
社 外 監 査 役	土 川	禮 子	Ⓞ
社 外 監 査 役	戸 川	順 治	Ⓞ

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に配慮しつつ、株主の皆様への適切な利益還元を重要課題の一つと認識して、安定的な配当の継続を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針及び今後の利益計画の達成見通しなどを勘案し、普通配当におきましては、1株当たり10円とさせていただきますと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は242,280,000円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月22日となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

社外取締役の招聘に伴い、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き社外取締役として適切な人材を確保できるようにするため、社外取締役と責任限定契約を締結することができる規定を新設いたします。

なお、変更案第32条第2項の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

あわせて、社外監査役との責任限定契約、及び会計監査人の責任限定契約につきまして、契約内容を見直し、定款の一部変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 第21条～第31条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議によって、その責任を法令の限度において免除することができる。 (新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第21条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる社外取締役の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 第33条～第41条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除） 第42条（条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる社外監査役の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、<u>金5百万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第43条～第44条（条文省略）</p> <p>（会計監査人の責任限定契約） 第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、任務を怠ったことによる会計監査人の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、<u>金35百万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第7章 計算 第46条～第49条（条文省略）</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第33条～第41条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除） 第42条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる社外監査役の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、<u>法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第43条～第44条（現行どおり）</p> <p>（会計監査人の責任限定契約） 第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、任務を怠ったことによる会計監査人の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、<u>法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第7章 計算 第46条～第49条（現行どおり）</p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	あさ だ たけ お 浅 田 剛 夫  (昭和17年 7月1日生)	昭和45年4月 当社に入社 平成5年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成22年10月 井村屋株式会社代表取締役会長（現任） 平成25年6月 当社代表取締役会長、最高経営責任者（CEO）（現任） 平成26年6月 IMURAYA USA, INC. CEO（現任） (重要な兼職の状況) 井村屋株式会社代表取締役会長、IMURAYA USA, INC. CEO	38,234株
2	じ け まさ あき 寺 家 正 昭  (昭和27年 11月1日生)	昭和50年4月 井村屋乳業株式会社に入社 平成21年4月 当社執行役員財務部長 平成22年6月 当社取締役 平成23年6月 当社常務取締役 平成24年4月 当社専務取締役 平成25年6月 当社代表取締役社長、最高執行責任者（COO）（現任）	16,000株
3	まえ やま たけし 前 山 健  (昭和24年 3月23日生)	昭和47年3月 当社に入社 平成13年4月 当社品質管理部長 平成16年4月 当社執行役員菓子食品DCユニットマネージャー 平成19年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社専務取締役兼IMURAYA USA, INC. CEO 平成22年10月 井村屋株式会社出向代表取締役社長（現任） 平成23年6月 当社取締役副社長 平成26年4月 当社専務取締役、中国事業代表、井村屋（北京）食品有限公司董事長（現任） 平成26年6月 北京京日井村屋食品有限公司董事長（現任） (重要な兼職の状況) 井村屋株式会社代表取締役社長、井村屋（北京）食品有限公司董事長、北京京日井村屋食品有限公司董事長	21,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	なか じま のぶ こ 中 島 伸 子 (昭和27年 11月8日生)	昭和53年11月 当社に入社 平成10年4月 当社北陸支店長 平成18年4月 当社執行役員関東支店長 平成20年6月 当社取締役 平成23年6月 当社常務取締役 平成24年4月 イムラ株式会社代表取締役社長（現任） 平成25年6月 当社専務取締役（現任） 平成27年4月 井村屋株式会社出向取締役副社長（現任） (重要な兼職の状況) イムラ株式会社代表取締役社長	18,000株
5	おお にし やす き 大 西 安 樹 (昭和34年 1月4日生)	昭和57年4月 当社に入社 平成19年4月 当社経営企画室長 平成20年4月 当社執行役員経営企画統括部長 平成22年4月 当社上席執行役員経営戦略部長 平成23年6月 当社取締役、IMURAYA USA, INC. 出向 CEO/COO 平成26年6月 当社常務取締役井村屋グループ(株)部門副 統括 平成27年4月 当社常務取締役井村屋グループ(株)部門統 括（現任）	16,000株
6	すが ぬま しげ もと 菅 沼 重 元 (昭和31年 3月20日生)	昭和55年4月 当社に入社 平成9年4月 当社調味料事業部七根工場長 平成16年4月 当社執行役員調味料事業部長 平成18年4月 北京京日井村屋食品有限公司副董事長兼 総経理 平成18年12月 井村屋（北京）食品有限公司董事兼総経 理 平成20年4月 当社上席執行役員 平成22年10月 井村屋シーズニング株式会社代表取締役 社長 平成25年6月 当社取締役、井村屋シーズニング株式会 社出向代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 井村屋シーズニング株式会社代表取締役社長	13,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	※ 伊藤 宏規 (昭和28年 4月19日生)	昭和51年4月 当社に入社 平成18年4月 当社商品開発部長 平成20年4月 当社執行役員 平成21年4月 当社執行役員、IMURAYA USA, INC. 出向 President&COO/CFO 平成22年4月 当社上席執行役員 平成26年4月 当社上席執行役員グループ最高技術責任者 (CTO) (現任) 平成27年4月 井村屋株式会社出向常務取締役 (現任)	16,000株
8	※ 名倉 眞知子 (昭和24年 11月29日生)	昭和51年3月 公認会計士登録 昭和51年4月 扶桑監査法人勤務 昭和57年4月 公認会計士名倉眞知子事務所開設 (現任) 昭和58年5月 五十鈴監査法人設立・社員就任 平成4年6月 五十鈴監査法人 代表社員就任 平成26年6月 五十鈴監査法人 社員代表社員退任	0株
9	※ 西岡 慶子 (昭和32年 2月16日生)	昭和55年5月 SEDCO INC. (現 SCHLUMBERGER LTD.)、 CHEVRON U. S. A. の日本事務所にて秘書通訳として勤務 昭和61年8月 会議・商談通訳 (フリーランス) を開始 平成8年12月 株式会社光機械製作所入社 平成13年5月 株式会社光機械製作所代表取締役社長就任 (現任) 平成23年6月 国立大学法人三重大学 経営協議会委員就任 (現任)	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。  
2. 井村屋株式会社、井村屋シーズニング株式会社、イムラ株式会社、井村屋 (北京) 食品有限公司、北京京日井村屋食品有限公司、IMURAYA USA, INC. は、当社の子会社であります。  
3. 当社は、浅田剛夫氏及び前山健氏が代表取締役を務める井村屋株式会社との間において、土地、建物の賃貸、運転資金の貸付等の取引を行っております。  
4. 当社は、浅田剛夫氏がCEO (最高経営責任者) を務めるIMURAYA USA, INC. との間において、運転資金の貸付等を行っております。  
5. 当社は、前山健氏が董事長を務める井村屋 (北京) 食品有限公司との間において、運転資金の貸付等を行っております。  
6. 当社は、中島伸子氏が代表取締役を務めるイムラ株式会社との間において、土地、建物の賃貸、運転資金の貸付等の取引を行っております。  
7. 当社は、菅沼重元氏が代表取締役を務める井村屋シーズニング株式会社との間において、土地、建物の賃貸、運転資金の貸付等の取引を行っております。  
8. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
9. 名倉眞知子氏及び西岡慶子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。また、両氏の選任が承認された場合、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

- ①名倉眞知子氏を社外取締役として選任する理由は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と会社財務・法務における幅広い見識を当社の経営に反映していただくため

あります。

なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したからであります。

- ②西岡慶子氏を社外取締役として選任する理由は、会議・商談通訳を通じて得た豊富な国際見識を当社のグローバル経営に活かしていただきたいためであります。

また、女性経営者としてダイバーシティの観点から有効な助言が期待できると判断したからであります。

- (2)社外取締役候補者との責任限定契約について

名倉真知子氏及び西岡慶子氏が取締役を選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社は、両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。



#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役戸川順治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

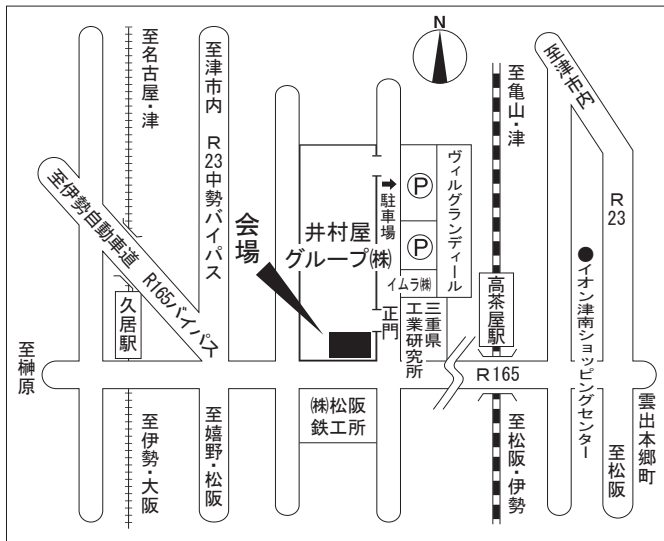
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
とがわ じゅん じ 戸川 順治  (昭和13年 2月10日生)	昭和31年4月 伊藤忠商事(株)入社	0株
	昭和34年4月 伊藤忠商事(株)シドニー支店勤務	
	昭和41年4月 伊藤忠商事(株)台北支店勤務	
	昭和48年4月 伊藤忠商事(株)ブラジル法人勤務	
	昭和53年4月 伊藤忠商事(株)香港法人勤務	
	昭和63年10月 伊藤忠商事(株)米国事業会社勤務	
	平成10年6月 コンサルタント業経営開業(現在)	
平成23年6月 当社監査役就任(現任)		

- (注) 1. 上記監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者戸川順治氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。なお、当社は戸川順治氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とする理由について  
戸川順治氏につきましては、海外事業等に関わる経験や実績に基づく専門的見地より、経営の監督とチェック機能を期待して社外監査役候補者といたしました。  
なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したからであります。
- (2) 社外監査役が当社の社外監査役に就任してからの年数  
戸川順治氏は平成23年6月に当社の社外監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について  
当社は定款の規定に基づき、戸川順治氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかった場合に限り、金5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。  
同氏が監査役に再任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社は、同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

以上



# 株主総会会場ご案内図



○会場 三重県津市高茶屋七丁目1番1号

井村屋グループ株式会社 1階多目的ホール TEL (059) 234-2131

○交通機関

【近鉄久居駅 ご利用の場合】

- ・三重交通バス「久居駅前」東口より、8時45分発「雲出鋼管町行」に乗車、「高茶屋団地前」下車（バスでの所要時間約10分）
- ・三重交通バス「久居駅前」東口より、9時38分発「香良洲公園行」に乗車、「高茶屋団地前」下車（バスでの所要時間約10分）

【JR東海高茶屋駅 ご利用の場合】

- ・会場まで徒歩約15分
- ・三重交通バス「高茶屋」（停留所まで徒歩約5分）より、9時17分発「久居駅行」に乗車、「高茶屋団地前」下車（バスでの所要時間約5分）

○お車でお越しの際には、係員の案内に従って駐車場をご利用ください。

（約70台駐車可能）